

音声伝送携帯電話番号(090/080/070)の 指定の在り方等に対する当社考え方



2021年6月9日

音声伝送携帯電話番号の指定について

「電気通信番号計画」の番号使用に関する条件に基づき
MNOは以下の責務を果たしている

MNOとしての責務

- 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにし、
電気通信番号の効率的な使用を図ること
- 利用者が「緊急通報」を行うことを可能とすること
- 「番号ポータビリティ」を可能とすること
- その他、以下について対応すること
 - ・基地局の免許若しくは予備免許を受けていること
 - ・技術基準の適合（事業用電気通信設備の自己確認）すること
 - ・他事業者（固定事業者等）と接続（※）を行うこと

(※) NTT東西等とPSTNマイグレーションの検討中のため、IP相互接続の対応が必要

MVNO等への番号指定について

**MVNOが音声伝送携帯番号の指定を受ける場合も
「番号使用に関する条件^(※1)」はMNOと同様であるべき**

(※1) 基地局免許の条件は除く

番号使用に関する条件

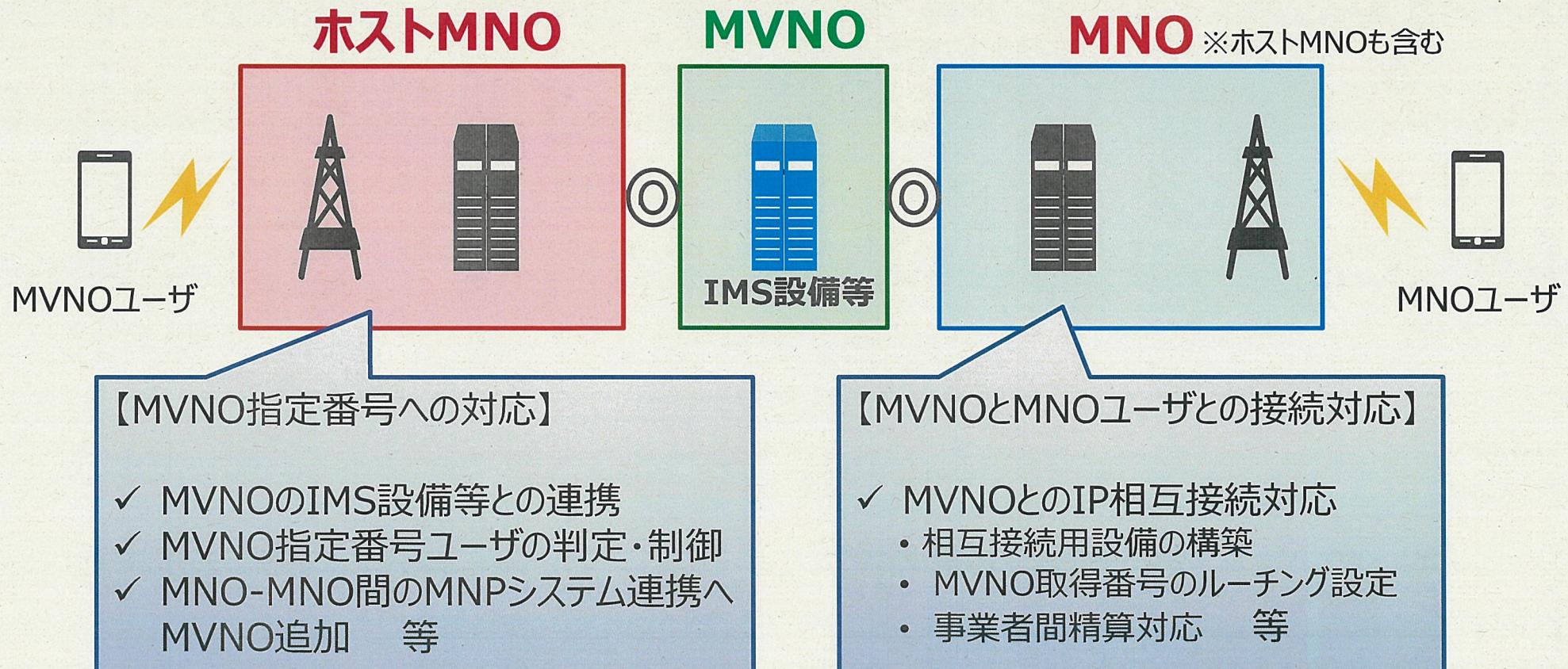
- 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにし、電気通信番号の効率的な使用を図ること
- 利用者が「緊急通報」を行うことを可能とすること
- 「番号ポータビリティ」を可能とすること
- その他、「技術基準の適合」や「他事業者（固定事業者等）との接続^(※2)」を行うこと

(※2) NTT東西等とPSTNマイグレーションの検討中のため、IP相互接続の対応が必要

基地局免許の条件を変更する際には、音声伝送携帯番号により何を識別対象とすべきかについての検討が必要

MVNOへの番号指定の影響

接続形態等に関する事業者間協議は未実施であるが、概ねMNO側で以下の設備改修等の対応が必要と想定

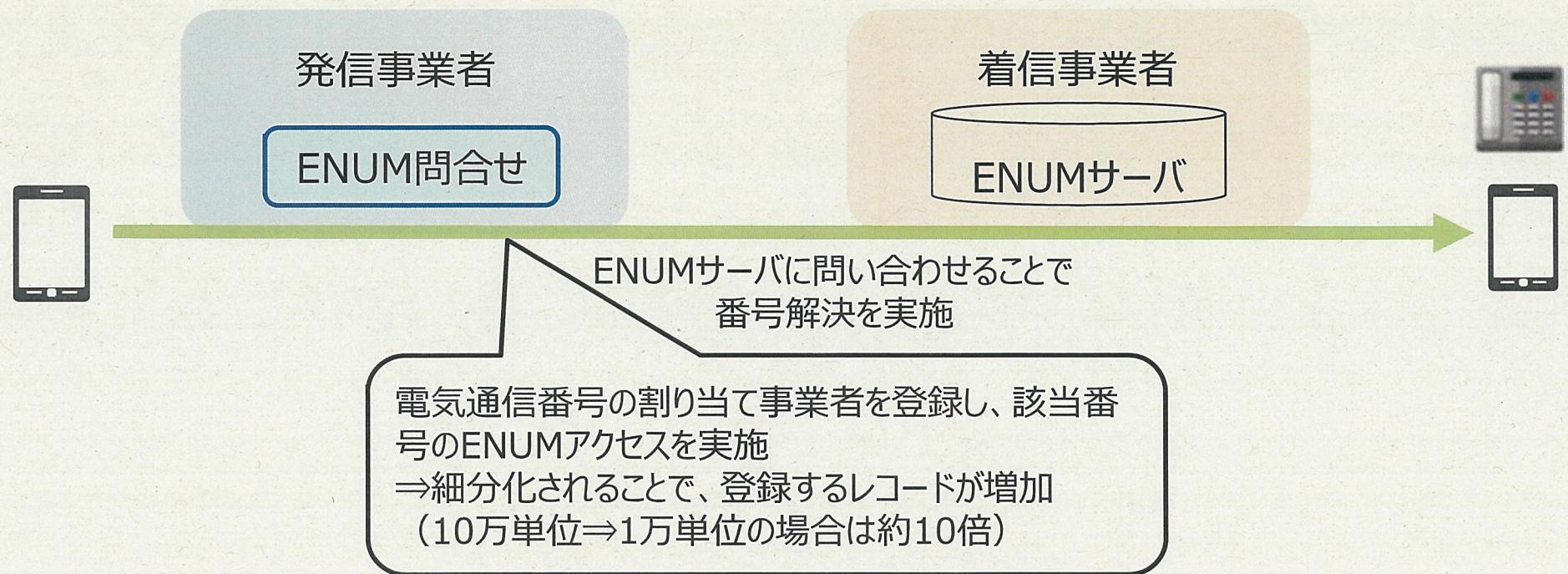


番号需要数

構成員限り

番号指定単位の変更

番号指定単位数を細分化した場合、概ね以下の影響を想定



レコード增加に伴う設備容量の見直しや一部設備の設備改修
等の対応が必要となる可能性あり

APPENDIX

1. 電気通信番号制度の在り方に関するヒアリング事項



(1) 総論

- ・ MVNO等への番号の指定を認めることについて、どう考えるか。

回答

➤ MNOは「電気通信番号計画」に定められた番号使用の条件に基づき責務を果たしています。
MVNOが音声伝送携帯番号の指定を受ける場合も、MNOと同様の条件であるべきと考えます。

(2) MVNOへの番号指定の影響

- ・ MVNO等に番号を指定することにより、MNO・固定事業者はどのような影響を受けるか。

回答

➤ 具体的な接続形態や接続方法等に関する事業者間協議は未実施であるが、概ね、MNO側には以下の影響があると想定されるため、設備改修は必要と考えます。

(想定される影響)

- ◆ ホストMNOとしてのMVNOユーザへの対応
 - ・ MVNOのIMS設備等との連携、
 - ・ MVNOユーザ（MVNO取得番号）のユーザ判定・制御、
 - ・ MNO-MNO間のMNPシステム連携にMVNO追加 等
- ◆ 音声相互接続するMNOとしてのMVNOとMNOユーザとの接続対応
 - ・ MVNOとのIP相互接続対応（相互接続用設備の構築、MVNO取得番号のルーティング設定、事業者間精算対応 等）

2. 電気通信番号制度の在り方に関するヒアリング事項



(3) ネットワーク形態

- MVNO等に番号を指定する場合、MVNOが交換設備を持ち、MVNOとMNOが接続するネットワーク形態が基本となると考えられるが、これに対する意見はどうか。
- ①MVNOが新たに設置することが適当と考えられる設備と、②引き続きMNOのものを使用することが適当と考えられる設備は何か。

回答

- MVNO等に番号を指定し、MVNOが自らの設備を構築して、音声サービスを提供する場合は、MVNOが交換設備等を持つことになると考えます。
- ①MVNOが新たに設置することが適当と考えられる設備として、自社の音声サービスを提供するために必要な装置（IMS設備等）が考えられます。また、②引き続きMNOのものを使用することが適当と考えられる設備については、今後のMNO-MVNO間協議を通して、決定されるMNOとMVNOの役割や機能分担等に応じて、決定されるものと考えられます。

(4) 電気通信番号計画における番号の使用に関する条件

- 電気通信番号計画における番号の使用に関する条件のMVNOへの適用・MVNOの対応について、どのように考えるか。

回答

- 音声伝送携帯電話番号の指定に関する条件のMVNOへの適用については、MNOへの条件の適用と同等であるべきと考えます。具体的には、基地局免許の条件を除き、以下の条件の適用については、同等であるべきと考えます。なお、基地局免許の条件を変更する場合、音声伝送携帯電話番号により何を識別対象とすべきかについての検討が必要と考えます。
 - 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにし、電気通信番号の効率的な使用を図ること
 - 利用者が緊急通報を行うことを可能とすること
 - 番号ポータビリティを可能とすること
 - その他、技術基準の適合や他事業者（固定事業者等）との接続（※）を行うこと

（※）NTT東西等とPSTNマイグレーションの検討中のため、IP相互接続の対応が必要

3. 電気通信番号制度の在り方に関するヒアリング事項



(5) その他

- 令和6年度末までの各年度末における、音声伝送携帯電話番号の需要の見込みはどの程度か
- 現在音声伝送携帯電話番号は10万番号単位で指定を行っているが、より少ない数の単位（例：1万番号単位）による指定に変更することについて、どのような影響がどの程度あるか

回答

- [Redacted] 構成員限り
- 現状の10万番号単位より少ない単位での指定に変更になった場合には、登録する番号のレコード数の増加に伴う設備容量の見直しや一部設備（10万番号単位で番号管理している設備等）の設備改修等の対応が必要となる可能性があります。